

屋外広告物で美しいまちを

屋外広告物は、さまざまな情報を与えてくれ、目印にもなります。しかし、無秩序な屋外広告物の氾濫は街の美観を損ねるだけでなく、時には、私たちに危害を及ぼすこともあります。

こうしたことを防ぐため、鳥取市では、新たに屋外広告物条例を定めました。屋外広告物の正しい知識で、安全安心、美しい街づくりにご協力ください。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外に表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などが思い浮かびますが、屋外広告物法では次の要件を満たすものとして定義しています。内容や設置者には関係なく要件を満たせば屋外広告物です。例えば、個人の住宅の表札も屋外広告物のひとつです。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- ②屋外で表示されるもの
(建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- ③公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の改札口の内側や競技場の中などに表示されるものは含まれません。)
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物のルール概要

禁止地域(条例第3条)

この地域は、原則として広告物を表示できない地域です。

ただし、自家用広告物(自己の氏名、名称、店名等を自己の住所や営業所などに表示・設置するもの)などの広告物は、表示することができます。

- ◎重要文化財に指定された建造物、県指定保護文化財指定を受けた建造物の周囲 50m の範囲
- ◎古墳、墳墓
- ◎次の道路の両側 500m以内の区域
 - ・姫路鳥取線 鳥取市の区間
 - ・一般国道 9 号 気高町八束水のアクセス部から湯梨浜町までの鳥取市の区間
 - ・県道湯山鳥取線・県道鳥取砂丘細川線・市道浜坂 2 号線の市長が指定する区間(鳥取砂丘)
- ◎湖山池及びこれから 200m以内の地域(市長が指定する地域を除く。)
- ◎鳥取空港に接続する 200m以内の地域で空港から展望できる場所

禁止物件（条例第4条）

屋外広告物の掲出が禁止されている物件です。禁止地域よりも強く禁止されています。

すべての種類の広告物を禁止しています。

- ◎橋りょう、高架構造物
- ◎街路樹
- ◎信号機、道路標識、道路上のさく
- ◎形像、記念碑
- ◎郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上変電塔

はり紙、はり札、広告旗、立看板等を禁止しています。

- ◎電柱、電話柱、街灯柱
- ◎アーチの支柱、アーケードの支柱

道路の路面には広告物を表示してはいけません。

許可地域（条例第5条）

この地域に屋外広告物を設置するには、市長の許可が必要です。

- ◎鳥取都市計画区域のうち用途地域が定められている地域
- ◎国立公園の区域
- ◎湖山池から200m以内の地域で鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域
- ◎道路または鉄道の区間およびこれらに接続する地域のうち市長が指定するもの

道路・鉄道の区間については、都市企画課にお問い合わせください。（Tel0857-20-3271）

- ① 道路の両側500mを超え1,000m以内の地域 姫路鳥取線の鳥取市内全線、国道9号の気高町八束水バイパスから湯梨浜町までの鳥取市の地域
- ② 道路の両側500m以内の地域 国道9号(①を除く)、県道鳥取鹿野倉吉線・県道湯山鳥取線
- ③ 道路の両側200m以内の地域 国道29号・53号・482号、県道鳥取鹿野倉吉線・県道鳥取国府岩美線・県道郡家鹿野気高線・県道鳥取河原線・県道若葉台線・県道河原インター線

適用除外広告物（第6条）

広告物によっては、規制を受けないものや規制が緩和されているものがあります。

- ◎公職選挙法の規定により選挙運動のために使用するポスター、立て札等
- ◎冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示、設置するもの
- ◎自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する広告物等で、基準に適合するもの
- ◎自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で基準に適合するもの

基準については、市役所都市企画課にお問い合わせください。（Tel0857-20-3271）

許可地域の区分

第2種制限地域は商業集積地域であり、第1種制限地域より基準の一部が緩和されています。

第1種制限地域 第2種制限区域以外の区域

第2種制限地域 許可地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に定められた区域

主な屋外広告物の種類と基準

野立ての広告物

- 指定道路又は鉄道から100m以上離れていること。(500m以内が許可地域とされている地域にあつては200m以上離れていること。)ただし、市長が指定する家屋連担地域はこの限りでない。
- 他の野立ての広告物から100m以上離れていること。ただし、市長が指定する家屋連担地域はこの限りでない。
- 1面の表示面積が30㎡以下であること。
- 高さが地面から10m以下であること。(第2種地域にあつては20m以下)

建築物の屋上を利用する広告物

- 1建築物について1個であること。
- 高さが、地面から広告物を設置するところまでの高さの2分の1(3分の2)以下で、かつ10(20)m以下であること。
第2種許可地域にあつては()内の数値とする。
- 表示面積が120㎡以下であること。

建築物の壁面、へいまたは垣を利用する広告物

- 表示面積が30㎡以下であること。

電柱を利用する広告板等

- 大きさが縦1.5m、横0.5mまたは縦1.2m、横0.4mであること。
- 電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5mから3.5mの範囲内に表示すること。
- 電柱に添加する広告板は突き出し部の長さが0.6m以下であること。
- 電柱に添加する広告板は道路の中心線に直角に設置すること。
- 道路敷以外にある電柱に添加する場合は、地面から広告板の下端までの高さが2.5m以上であること。
- 電柱1本につき1個であること。
- 電柱に直接塗布するものでないこと。

立看板等

- 表示面積が2㎡以下であること。
- 脚部を除く大きさが縦2m以下、横1m以下であること。
- 脚部の高さが0.5m以下であること。

バス停留所標識を利用する広告板

- 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。
- 表示面積が0.2㎡以下であること。

広告幕（横断幕）

○地面から横断幕の下端までの高さが5m以上であること。

○大きさが縦1m以下、横15m以下であること。

広告幕（垂れ幕）

○縦20m以下、横1m以下（第1種制限地域）

○縦20m以下、横1.8m以下（第2種制限地域）

旗・のぼり

○縦3m以下、横1m以下であること。

○地面から旗・のぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5m以上かつ上端までの高さが5m以下。

アーケードに添加する広告物

○アーケードの上部に設置するものでないこと。

○原則として、1商品について1個であること。

○同一商店街においては規格を統一したものであり、大きさは縦0.5m以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下であること。

アドバルーン

○気球に吊り下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

はり紙

○表示面積が1.5㎡以下であること。

屋外広告物の許可手続き

1. 掲出計画の作成 屋外広告物が掲出できる地域か、基準は満たしているか等、担当へお問い合わせください。
2. 許可申請 高さ4mを超える広告物は建築基準法による工作物確認が必要です。また道路上に広告物を掲出する場合は道路占用の許可が必要です。
3. 手数料納付 広告物の大きさ等により異なります。担当へお問い合わせください。
4. 表示・掲出
5. 許可証票貼付 許可証票は必ず貼付してください。
6. 管理・補修 維持管理は適正に行ってください。
7. 継続許可 許可には期間が定められています。期間終了後も掲出する場合は継続許可申請をしてください。
8. 除却届 不要となった広告物は必ず除却し、その旨を届け出てください。

※平成24年10月1日より、鳥取市内の屋外広告物の規制については、鳥取市屋外広告物条例に基づいて取り扱われます。（鳥取県屋外広告物条例の一部が鳥取市に移管されます。）

お問い合わせ先：鳥取市都市整備部都市企画課景観形成係

：〒680-8571 鳥取市尚徳町116

：TEL 0857-20-3271（ファックス0857-20-3048）

：Eメール tosikikaku@city.tottori.lg.jp